法定健診（定期健康診断、特定業務従事者健診）、雇入時健診

2023年3月1日現在

検　査　項　目	検　査　目　的	法定Ａ (定期健診)	法定Ｅ (特定業務従事者健診)	雇入時健診
問診・診察（視診・触診・聴打診）	自他覚所見等の確認	●	●	●
身長・体重・ＢＭＩ・標準体重・肥満度	肥満度	●	●	●
腹囲		●	●	●
血圧	高血圧	●	●	●
視力	視力（裸眼、矯正）	●	●	●
聴力（1000Hz,4000Hz）	聴力	●	●	●
聴力（音叉）				
尿糖半定量	糖尿病	●	●	●
尿蛋白半定量	腎疾患	●	●	●
空腹時血糖(ＦＢＳ)	糖尿病	●	●	●
ヘモグロビンA1c				●
血色素測定（Ｈｂ）	貧血	●	●	●
赤血球数（ＲＢＣ）		●	●	●
中性脂肪（トリグリセライド）	高脂血症、動脈硬化	●	●	●
ＨＤＬコレステロール		●	●	●
ＬＤＬコレステロール		●	●	●
ＧＯＴ(ＡＳＴ)	心臓、肝臓疾患	●	●	●
ＧＰＴ(ＡＬＴ)	肝臓疾患	●	●	●
γ－ＧＴＰ	肝臓、胆道疾患	●	●	●
心電図１２誘導（安静時）	心疾患	●	●	●
胸部Ｘ線（直接，正面）	肺癌、肺結核等心、肺疾患	●		●
健診費用（税込）		9,350円	7,700円	11,000円

※健診費用は10%消費税込価格で表示しています。

※未実施の検査項目があっても減額はありません。

【コース説明】

・法定Ａ：定期健康診断（安衛則第44条）。１年以内ごとに１回定期に実施することが法令で義務づけられています。

・法定Ｅ：特定業務従事者の健康診断（安衛則第45条）。深夜業などの特定業務に常時従事する方が対象。当該業務への配置替えの際及び６ヶ月以内ごとに１回実施。胸部Ｘ線検査については、１年以内ごとに１回定期に行えば足りる為、項目表から省いています。

・雇入時健診：雇用時の健康診断（安衛則第43条）。雇入れの直前又は直後に実施しなければなりません。

〈補足〉　法定A健診と雇入れ時健診の違い・・・「ヘモグロビンＡ１ｃ」が追加されている事と、結果書式が異なる事です。

※安衛則・・・労働安全衛生規則

四日市羽津医療センター　健康管理センター